**愛知県感染防止対策協力金（6月1日～6月20日実施分）**令和3年6月1日から6月20日を対象期間として実施する休業要請及び営業時間短縮要

請に係る「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】【カラオケ設備利用自粛要請枠

（6/1～6/20実施分）」について、緊急事態措置の延長に伴う概要をお知らせします。

**※協力金の申請受付及び交付事務については、引き続き、愛知県が行います。**

**制度概要**

**1 対象期間・支給額等（6月1日現在の情報です）**

**営業時間短縮要請枠 ※カラオケ設備利用自粛要請枠との重複受給はできません**

|  |
| --- |
| **6月1日-6月20日（緊急事態措置の期間）** |
| 対象期間 | 令和3年6月1日（火曜日）から6月20日（日曜日）まで【20日間】 |
| 対象エリア | 愛知県内全域 |
| 対象事業者 | 休業要請・営業時間短縮要請を受けた飲食店等を運営する事業者（大企業も含む）※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要 |
| 休業・営業時間の短縮 | 休業 | 営業時間の短縮 |
| 休業※酒類・カラオケ設備を提供する（酒類の持込みを含む）施設に限る | 午前5時から午後8時まで |
| 主な要件 | ・[業種別ガイドライン](https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf)を遵守・県の「[安全・安心宣言施設](https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html)」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示・酒類及びカラオケ設備の提供の取り止め（酒類の持込みを含む） |
| 交付額 ※1 | ○中小企業 ※2売上高に応じて4万円から10万円まで○大企業売上高減少額の4割（最大20万円） |

※1　 １店舗、1日あたりの支給額

※2　 大企業と同様、売上高減少額の4割を選択することも可能

**カラオケ設備利用自粛要請枠 ※営業時間短縮要請枠との重複受給はできません**

|  |
| --- |
| **6月1日-6月20日（緊急事態措置の期間）** |
| 対象期間 | 令和3年6月1日（火曜日）から6月20日（日曜日）まで【20日間】 |
| 対象エリア | 愛知県内全域 |
| 対象事業者 | ・カラオケ設備の提供を取り止め、従前どおり昼間のみ営業する飲食店等を運営する事業者（飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要）・カラオケ店（1,000平方メートル以下のもの） |
| 主な要件 | ・[業種別ガイドライン](https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf)を遵守・県の「[安全・安心宣言施設](https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html)」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示・カラオケ設備の利用の自粛・提供の取り止め・酒類の提供の取り止め（酒類の持込みを含む） |
| 交付額 | ・飲食店等 1店舗1日あたり1万円・カラオケ店 1店舗1日あたり2万円 |

**2 問合せ先**

県民相談窓口（コールセンター） 電話052-954-7453

開設時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を含む毎日）

**3 その他**

 　申請に必要な書類等の詳細は愛知県ホームページをご覧ください。